平成２１年（フ）第３３３０号
大阪府東大阪市長田３丁目７番15―502号
破産者　松田　史郎
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５５８号
大阪府茨木市下中条町13番13号
破産者　山下　敏子
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６４６号
大阪府茨木市山手台５丁目22番22号
破産者　高瀬　　清
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４２８号
大阪市都島区友渕町２丁目８番７―804号
破産者　中村　知子
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４８９号
大阪府豊中市上野東２丁目２番50号
破産者　和田　志雄
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８７７号
大阪市此花区梅香１丁目５番６号
破産者　平井　宏哉
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８９３号
大阪府摂津市学園町１丁目７番６号
破産者　内藤設備こと　内藤　二嘉
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０７５号
大阪府大東市北条１丁目22番39号、前住所大阪市城東区放出西２丁目８番25号
破産者　林ボーリングこと　林　　政行
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０８３号
大阪府箕面市如意谷４丁目６番12―504号
破産者　小松　英雄
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１１６号
大阪府守口市金田町５丁目13番２号、前住所大阪府守口市金田町５丁目６番３号
破産者　片山タクシーこと　片山健一郎
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８４号
堺市南区赤坂台６丁８番１号、開始決定時の住民票上の住所大阪府高石市高師浜３丁目９番16号
破産者　桃井　和行
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８３８号
堺市北区百舌鳥本町２丁220番地１
破産者　桑原むつみ
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８７９号
堺市西区上22番地
破産者　中西　淳二
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第２７号
秋田県大仙市大曲須和町１丁目１番14号
破産者　古家　謙一
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第１３２号
福島県郡山市横塚６丁目３番７号
破産者　古川芙美子
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１８４号
福島県郡山市大槻町字原田16番地
破産者　石川　節子
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１３号
横浜市金沢区釜利谷東４丁目２番40号
破産者　小松　　稔
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第６８３号
岐阜市江口１丁目４番５－３号、開始決定時の住所福井県坂井市丸岡町一本田第16号22番地２
破産者　友影医院こと　友影　龍郎
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５７号
福井市花堂中２丁目13番11号
破産者　中島　　誠
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第６号
愛知県豊橋市大橋通３丁目45番地２、開始決定時の住所愛知県豊橋市高洲町字高洲117番地の１
破産者　塩野谷志づ枝
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部